

《介護保険負担限度額認定証について》

(利用者負担が過重にならないよう、所得に応じた区分が下記のように設定されています。)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
滞在費	従来型個室	320円	420円	820円	2,500円
食費	1日分 朝・昼(おやつ含)・夕	300円	390円	650円	1,630円

※食費についての料金は3食分(朝食・昼食・夕食)です。

第4段階の方は1食ごとの費用にてお支払いをいただきます。

[朝食400円、昼食(おやつ含)680円、夕食550円]

第1段階 : 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方。生活保護を受けている方。

第2段階 : 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

第3段階 : 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方。

第4段階 : 上記以外の方。

※第1～3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「負担限度額認定証」が必要です。

詳しくは市町村の高齢介護課、介護保険相談窓口等へお問い合わせください。